

2026年5月27日

Vポイントマーケティング株式会社

代表取締役 社長執行役員 廣田 精吾 殿

情報開示モニタリング委員会

委員長 高 巖

委員 難波 孝一

委員 西蔭 悠史

捜査機関に対する情報開示プロセス 有効性評価報告書

1 【情報開示モニタリング委員会による評価の枠組みに関する事項】

情報開示モニタリング委員会（以下「当委員会」という。）は、Vポイントマーケティング株式会社（以下「VPMK」という。）の取締役会の下に設置された専門委員会であり、取締役会において選任された外部有識者2名とVPMK 管掌取締役1名の合計3名で構成されている。当委員会の任務は、（1）VPMKの捜査機関に対する情報開示プロセスが、個人情報保護及び公益性の観点から厳格かつ適切な手続に基づき運用されていたか（手続の適正性）、（2）VPMKによる開示審査における判断が妥当であったか（判断の妥当性）を事後検証し、さらに（3）情報開示プロセス全体が一般消費者視点で合理的にコントロールされ、かつその取組内容がVPMKの年次報告書（透明性レポート）に正確に記載されているか（情報開示プロセス及び対外報告の有効性）を評価することにある。以下、当委員会が2025年度（以下「当年度」という。）を対象に実施した当該有効性評価について、報告（以下「本報告」という。）する。

2 【評価期間、評価対象に関する事項】

本報告における評価期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとする。評価に当たっては、VPMKプライバシーセンターにて公開している「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」を基準としている。当委員会による評価は、別紙に示すとおり、捜査機関からの開示要請（以下「開示要請」という。）を受けてから、開示要請に応えるまで、あるいは開示要請を却下するまでの運用を検証し、必要に応じて、この運用が合理的かつ継続的に改善されているか、および開示対応が妥当であったかを検証することである。

具体的には、①受付部門（第1線）と内容審査部門（第2線）は、それぞれ独立した形で運用されていたか、②受付部門（第1線）は、開示要請の受付に当たって、内容審査部門（第2線）が審査するために必要な事項が漏れなく記載されているかを、「VPMKが事前に定めた手順」に沿って確認し、要請受理の可否について審査していたか、③内容審査部門（第2線）は、受付部門（第1線）が受理した開示要請について、VPMKが事前

に定めた「開示基準」に合致しているかどうかを厳格に審査していたか、④内容審査部門（第2線）は、「開示基準」のみでは即断できない新たな問題を含む事案に関して開示要請があった場合には、VPMK と顧問関係等がない社外専門家（以下「社外専門家」という）に相談し、助言を求め判断を行っていたか、⑤捜査機関への開示可否の判断が妥当であったか、⑥社外専門家の助言を受けて行った判断については、その必要性を議論した上で、判断の視点や結論を「開示基準」などの内規に反映させ、情報開示プロセスの継続的改善に繋げていたか、を評価するものである。なお、内容審査部門（第2線）が用いた「開示基準」とは、「緊急性」、「重大性」という各視点において、捜査機関に対する開示の妥当性を判断するものである。

当年度、VPMK が開示要請に対応した件数は以下のとおりであり、月別の開示件数、及び各審査過程における対応件数の詳細は、別紙に示すとおりである。

・受付部門（第1線）に対して開示要請があった件数	130 件
・受付部門（第1線）で受理した、令状に基づく強制的開示要請の件数	101 件
・受付部門（第1線）による「捜査機関からの情報提供の要請に対する基本方針」説明により、 要請撤回・再検討された件数	25 件
・受付部門（第1線）による確認で却下した件数	3 件
・内容審査部門（第2線）が「開示基準」に則して却下した件数	0 件
・内容審査部門（第2線）が社外専門家に相談・助言を求めて却下した件数	1 件
・すべての審査を通過した、令状なしの例外的開示の件数	0 件

3 【評価結果に関する事項】

当委員会は、上記2の情報開示プロセスを確認し、2の①から⑥について、適正かつ有効に機能していたかどうかを証拠に基づいて検証・評価した。その結果は次のとおりである。

- ・①受付部門（第1線）と内容審査部門（第2線）は、それぞれ独立した形で機能していた。
- ・②受付部門（第1線）は、「VPMK が事前に定めた手順」に沿って開示要請について確認し、要請受理の可否の審査を行っていた。
- ・③内容審査部門（第2線）は、「開示基準」に則し、厳格な審査を実施していた。
- ・④内容審査部門（第2線）は、既存の「開示基準」のみでは即断できない新たな事案について、社外専門家に相談した上で判断を行っていた。
- ・⑤捜査機関への開示判断について合理性を欠くものはなかった。
- ・⑥社外専門家の助言を受けて行った判断においては、当該社外専門家への相談に至った内容及び当該社外専門家の助言内容並びに判断結果を踏まえ、「緊急性」に関する「開示基準」変更等の必要性を慎重に検討していた。その結果、「緊急性」の基準においては、「事件発生から3日以内」の基準により「緊急性」の判断は可能であることから、現状盛り込んでいる判断基準の一要素である「容疑者の勾留期限が3日以内に迫っている」を判断基準から除く改定を行いたいとのVPMK から提案を受けた。当委員会としては、その基準改定を妥当であると評価した。

また、当委員会の助言を受け、絶え間ない運用改善を意識・継続してきたことが、今年度の令状なしの開示件数0件という結果に繋がっていると思料する。

以上より、当委員会は、(1) 捜査機関に対する情報開示プロセスにおける手続の適正性が保たれており、
(2) 通常の手続だけでは判断し難い案件の開示要否についても妥当な判断がなされていた、と評価する。
(3) 「情報開示プロセス及び対外報告の有効性」に関しては、令状に基づく開示原則が徹底され、法に基づいて開示する場合でも、会員のプライバシー保護の徹底を第一とした厳格な管理、運用がなされており、かつ、その取組内容が VPMK の年次報告書（透明性レポート）に正確に記載されていると評価する。従って、情報開示プロセス及び対外報告は、全体として有効であったと評価する。

4 【特記事項】

来年度以降の VPMK の取り組みについては、現在の第三者視点を取り入れた方針・運用を継承しつつも、より効率的な体制へと整備を進めるよう求める。なお、その場合も、これまでの成果を踏まえ、会員のプライバシー保護の観点から、引き続き情報開示プロセスの改善や一般消費者に分かりやすい情報発信に努めていただきたい。

以上

【別紙】

開示要請に応じた件数(2025年4月1日~2026年3月31日)

2025年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	開示件数合計
開示実績	令状に基づく強制的開示	9	15	10	10	12	8	7	9	6	6	5	4	101	
	令状なしの例外的開示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

